脆弱性評価について

資料２－１

１　脆弱性評価の実施手順

① **見直し後のリスクシナリオ**「起きてはならない最悪の事態」ごとに、関連する現行施策を抽出

② **各施策の取組状況や課題**を整理し事態の回避に向けた対応力について分析・評価

③ 施策の進捗度や達成度を定量的に把握するため、**数値データを参考指標**として活用

２　脆弱性評価（結果）のポイント　（全体は資料２－２を参照）

ポイント１　リスクシナリオの見直しを反映

リスクシナリオ			脆弱性評価の新たな視点（現行計画で網羅されていないもの）
２－４	避難施設やトイレ、暖房の不足等による劣悪な避難生活環境、不十分な健康管理がもたらす、多数の被災者の健康・心理状態の悪化による災害関連死等の発生(道内)	⇒	**（避難施設等の生活環境の改善）** ○　避難施設における良好な生活環境を確保し災害関連死等を防止するため、避難者の健康面に配慮した食事の提供や、段ボールベッドおよびプライバシーに配慮したパーテーションの設置など～ **（積雪寒冷を想定した避難所等の対策）** ○～　停電時でも既存の暖房施設が使用できる外部電源の確保、水道凍結時でも使用可能なトイレの備蓄整備、温かい食事を提供できる体制の構築などについて～ **（避難住民の「こころのケア」体制の充実）** ○　DPAT（災害派遣精神医療チーム）の派遣等により、災害関連死等の防止や精神保健医療の需要拡大への対応のための体制の充実が必要である。
３－１	道内外における行政機能の低下や、警察機能の低下による治安の悪化、社会の混乱(道内/道外)	⇒	**（警察による警備体制の充実及び警備体制の強化）** ○　発災直後の混乱期において治安が悪化しないよう、警察による警備体制の充実や、警察と防犯ボランティアとの連携による警備体制の強化を図る必要がある。
６－１	事前復興ビジョンや地域合意の欠如、災害廃棄物の処理、仮設住宅等の整備の停滞等による復旧・復興の大幅な遅れ(道内)	⇒	**（市町村における市街地復興計画の策定）** ○　市町村が被災後に早期かつ的確に市街地復興計画を策定できるよう、復興事前準備の取組を支援する必要がある。

脆弱性評価について

ポイント２　近年の情勢を反映

リスクシナリオ			脆弱性評価の新たな視点（近年の情勢を反映）
１－３	大規模津波等による多数の死傷者の発生(道内)	⇒	**（津波避難体制の整備）** ○　日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策特別措置法で特別強化地域に指定された市町村が策定した津波対策緊急事業計画に位置付けられた避難施設等の整備を促進する必要がある。
２－１	消防、警察、自衛隊等の被災等による救助・救急活動の停滞（道内／道外）	⇒	**（救急活動等に不可欠な情報基盤、資機材の整備）** ○　大災害時において迅速に被災状況等を把握するため、リアルタイムのヘリコプター画像、空中写真画像、人工衛星画像等の俯瞰的な画像データや、マスメディア、インターネット等からの情報やドローン等の先端技術を効果的に組み合わせた情報収集体制の強化を図る必要がある。 **（消防団活動の促進）** ○　消防団は、地域防災の中核的な存在として、消火活動や水防活動をはじめ、大規模災害時における住民の避難誘導や災害防御など重要な役割を担っているが、道内では団員数が年々減少しており、地域の防災力・水防力の維持・強化には、地域住民の消防団活動の理解と活動への参加促進を図る必要がある。
２－２	被災地における保健・医療・福祉機能等の麻痺、大規模な自然災害と感染症との同時発生(道内/道外)	⇒	**（DMAT、保健医療支援チームによる保健医療支援）** ○　～また、2022年医療法改正により、災害支援ナースが「災害・感染症医療業務従事者」として法的に位置付けられたことから、災害時に迅速に対応できる体制の整備に取り組む必要がある。 **（災害時拠点病院等の機能強化）** ○　災害拠点病院が浸水想定区域又は津波災害警戒区域に所在する場合は、風水害が生じた際の被災に備え、止水板等の設置による止水対策や自家発電機等の高所移設、排水ポンプ設置等による浸水対策を行う必要がある。

脆弱性評価について

ポイント２　近年の情勢を反映

リスクシナリオ			脆弱性評価の新たな視点（近年の情勢を反映）
２－３	被災地での食料・飲料水・電力・燃料等、生命に関わる物資・エネルギー供給の長期停止（道内／道外）	⇒	**（非常用物資の備蓄促進）** ○　広域的な物資供給・調達体制の整備を図るため、各種会議や振興局と市町村との防災合同研修を活用し、市町村に備蓄の必要性を周知するとともに、国が運用する「物資調達・輸送調整等支援システム」を活用した訓練を実施するなど、市町村と連携した広域的な物資の供給・調達体制の整備に向けた取組を進める必要がある。 ○　孤立する可能性のある集落において、特に、積雪寒冷期においては、積雪等により物資運搬等に時間を要することも考慮し、集落規模に応じて、他地域からの応援がなくても対応できる量（１週間程度）の物資の備蓄を促進し、孤立に強い集落づくりを進める必要がある
５－３	上下水道施設の長期間にわたる機能停止(道内)	⇒	**（地下水等の活用の推進）** ○　緊急時のトイレ洗浄用水、消防用水等に活用できる水を確保するためにも、平時より雨水・再生水の利用を進める必要がある。また、流域における地下水マネジメントの取組を推進し、危機時における代替水源として地下水の活用を図るためにも、持続可能な地下水の保全と利用を推進する必要がある。